

## 福島第一原発災害を受けた魚介類中の放射性物質の暫定規制値について

### 1. 経緯等

本年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所における災害により、周辺環境から通常より高い程度の放射能が検出された。これを受け、厚生労働省としては、3月17日、緊急的な措置として、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に基づき規制を行うこととし、各自治体に対して通知した。

同規制に関して、食品安全基本法第24条第3項に基づき、食品安全委員会に対して食品健康影響評価を要請したことを受け、3月29日、食品安全委員会より、「放射性物質に関する緊急とりまとめ」(資料2)が厚生労働大臣に対し通知された。

これを受け、3月31日、原子力安全委員会が原子力災害対策本部に対して行った助言を踏まえ、4月1日、原子力災害対策本部より、厚生労働省に対し、我が国で初めての原子力緊急事態の発生に伴う放射性物質の放出が依然として収束していないこと等にかんがみ、当分の間、食品中の放射性物質の規制の内容を現行のとおりとする旨の見解が示された。

4月4日、上記の経緯等を薬事・食品衛生審議会に報告し、同審議会から「食品中の放射性物質に関する当面の所見」が示され、厚生労働省が緊急に暫定規制値を定め、食品衛生法第6条第2号に基づく規制を講じた取組は妥当でありこの暫定規制値を維持するべきとの所見が示され(資料3)、また、分科会長より放射性物質に係る特別部会の設置が提案され、分科会です承された。

しかしながら、同日午後、魚介類中の放射性ヨウ素を相当程度検出した事例が報告された。

このため、4月5日、原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の対応方針を受けて、魚介類中の放射性ヨウ素については、当分の間、飲料水及び牛乳・乳製品以外の食品として暫定規制値が設定されている野菜類中の放射性ヨウ素と同一の暫定規制値である2,000Bq/Kgを準用することとし、これを超過する場合には、食品衛生法第6条第2号に該当するものとして食用に供しない取扱いとし、各自治体に対して通知した(資料4)

4月6日、先般、3月20日に食品安全委員会に対して食品健康影響評価

を依頼したところであるが、魚介類中の放射性ヨウ素についての暫定規制値を定めたため、これに係る食品健康影響評価についてもあわせて行うよう依頼した。

#### <食品衛生法の暫定規制値>

核種	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値（Bq/kg）	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： <sup>131</sup> I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類（根菜、芋類を除く。）	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種 ( <sup>238</sup> Pu, <sup>239</sup> Pu, <sup>240</sup> Pu, <sup>242</sup> Pu, <sup>241</sup> Am, <sup>242</sup> Cm, <sup>243</sup> Cm, <sup>244</sup> Cm の放射能濃度の合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀物	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

## 2. 食品からの放射性物質の検出状況

4月7日現在、各自治体の実施したモニタリング検査において、魚介類に関して検査件数49件中、暫定規制値を上回る検出事例が1件確認されている（資料5）。